

令和元年度 中山間地域等直接支払制度の実施状況

1. 制度の活用状況

(1) 本制度を活用した市町

- 第4期対策(H27～R1)の最終年となる令和元年度は、10市町1,744haで取組まれました。
(10市町・・・大津市、栗東市、甲賀市、湖南市、東近江市、愛荘町、多賀町、米原市、長浜市、高島市)

(2) 協定の締結状況

- 取組協定数は151協定でした。
- 集落協定は10市町、149協定で1集落が新たに取り組を始めました。
- 個別協定は2市、2協定でした。

(3) 協定農用地の総面積

- 10市町における対象面積2,405haの約73%にあたる1,744haで協定が締結されました。
- 令和元年度から1集落が取組を始め、協定締結面積は約8ha増加しました。

(4) 対象行為と選択的必須要件の取組

- 151協定のうち、体制整備単価(※1)で取組んだ協定は126協定、基礎単価(※2)で取組んだ協定は25協定でした。

※1 体制整備単価…耕作放棄の発生防止活動等の農業生産活動を継続するための活動に加えて、地域の実情に即した体制整備のための前向きな活動(機械・農作業の共同化や、多様な担い手の確保など)に取り組んだ場合に交付される単価。

※2 基礎単価…耕作放棄の発生防止活動等の農業生産活動を継続するための活動のみに取り組んだ場合に交付される単価で、体制整備単価の8割の額。

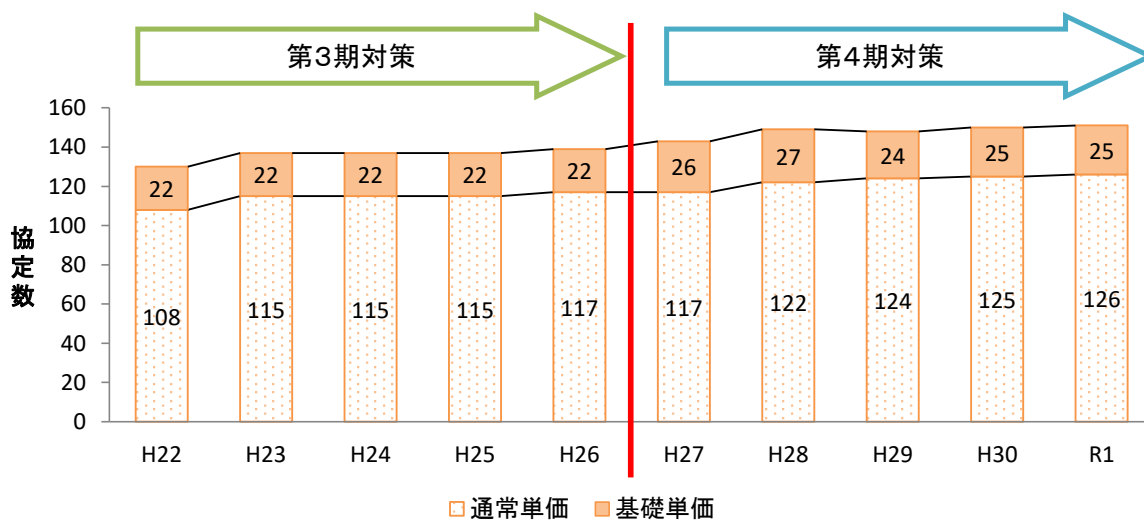


図1-1 協定数の推移

表1 令和元年度の対象面積と協定面積

市町名	取組市町の 対象面積(ha)	交付対象の 協定農用地 面積(ha)	協定数 ¹⁾		交付単価			
					体制整備単価		基礎単価	
大津市	593	453	24		18		6	
栗東市	52	39	6		6		-	
甲賀市	688	444	54		49		5	
湖南市	7	7	1	[1]	1	[1]	-	
東近江市	124	124	12		11		1	
愛荘町	60	60	4		1		3	
多賀町	53	53	4		3		1	
米原市	265	204	14		12		2	
長浜市	318	234	23		22		1	
高島市	246	127	9	[1]	3		6	[1]
滋賀県計 ²⁾	(2,405)	(1,736)	(150)	(〃)	(125)	(〃)	(〃)	(〃)
	2,405	1,744	151	[2]	126	[1]	25	[1]

注1) 湖南市、高島市の協定数欄の[]は個別協定数で内数。

注2) 各項目の上段の()は平成30年度の数値。滋賀県計の不整合は、各項の四捨五入によるもの。

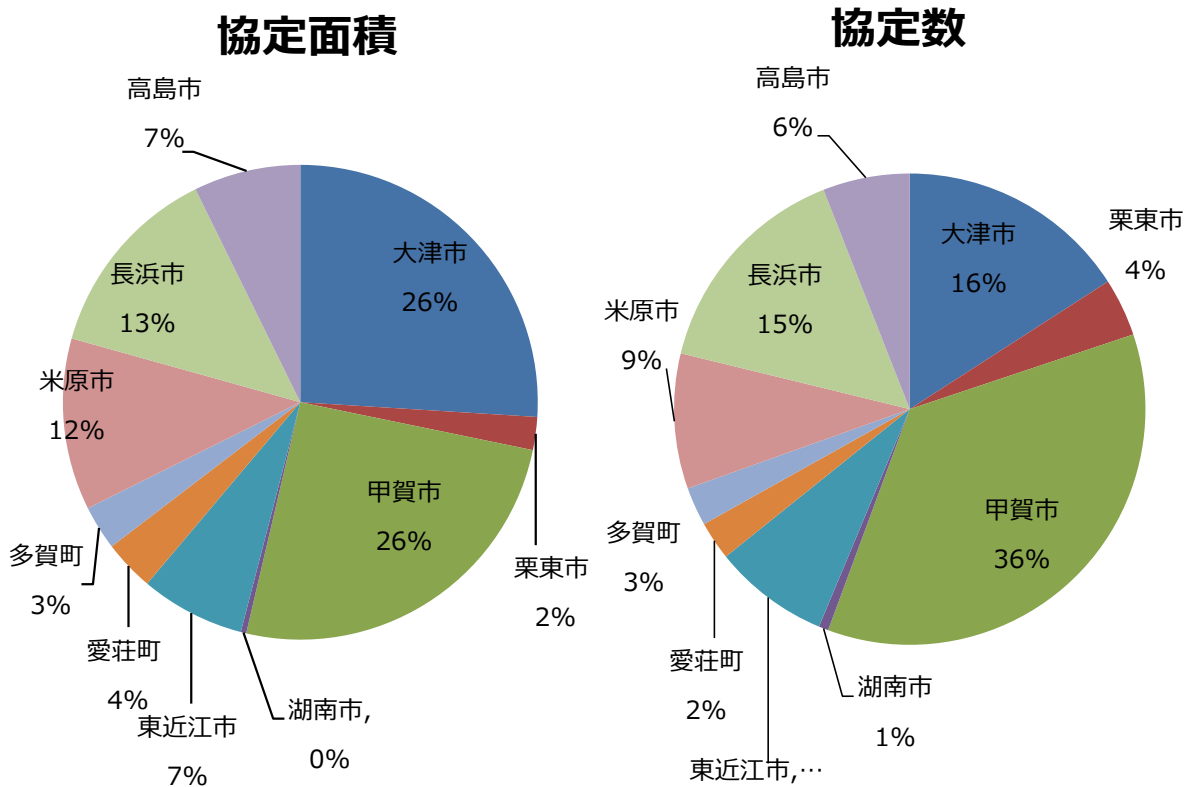


図1-2 各市町の協定面積、協定数割合

2. 協定農用地の地域区分別面積、地目別面積

協定農用地の総面積1,744haのうち、

- ・ 法指定地域の総面積は810ha(46%)、特認地域の総面積は934ha(54%)でした。
- ・ 地目別では、田が1,688ha(97%)、畑が48ha(3%)でした。
- ・ 傾斜別では、急傾斜が1,058ha(61%)、緩傾斜が678ha(39%)でした。

表2-1 令和元年度における地目別・地域別の協定面積

市町名	協定面積 (ha)			うち、法指定地域 ¹⁾			うち、特認地域 ²⁾		
	田	畑	計	田	畑	計	田	畑	
大津市	453	0	453	57	0	57	397	0	397
栗東市	39	0	39	0	0	0	39	0	39
甲賀市	395	48	444	177	48	225	218	0	218
湖南市	7	0	7	0	0	0	7	0	7
東近江市	124	0	124	64	0	64	60	0	60
愛荘町	60	0	60	60	0	60	60	0	60
多賀町	53	0	53	53	0	53	0	0	53
米原市	204	0	204	204	0	204	0	0	204
長浜市	234	0	234	156	0	156	78	0	78
高島市	127	0	127	52	0	52	75	0	75
滋賀県計 ³⁾	(1,736)	(1,688)	(1,736)	(802)	(754)	(1,556)	(934)	(0)	(934)
	1,744	48	1,792	810	48	858	934	0	934

注1) 法指定地域とは「特定農山村法」「山村振興法」「過疎地域自立促進特別措置法」「離島振興法」のいずれかに指定された地域

注2) 特認地域とは、県知事が指定する自然的・経済的・社会的条件が不利な地域。

注3) 滋賀県計の上段の()は平成30年度の数値。滋賀県計の不整合は、各項の四捨五入によるもの。

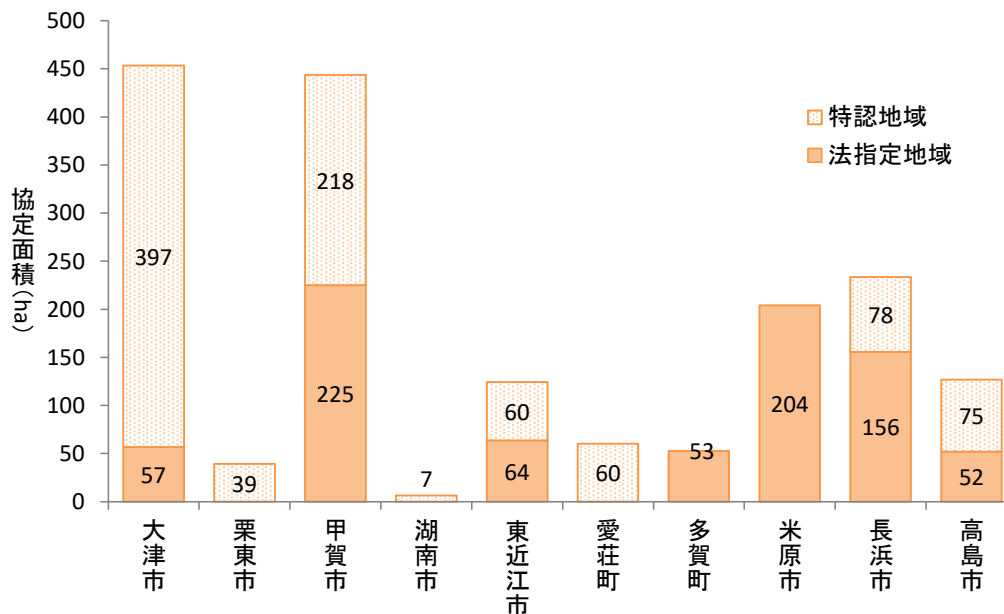


図2-1 各市町の協定面積(地域別)

表2-2 令和元年度における傾斜別の協定面積

市町名	協定面積 (ha)			うち、田			うち、畑		
		急傾斜	緩傾斜		急傾斜	緩傾斜		急傾斜	緩傾斜
大津市	453	453		453	453				
栗東市	39	39		39	39				
甲賀市	444	164	280	395	116	280	48	48	
湖南市	7	7		7	7				
東近江市	124	124		124	124				
愛荘町	60	3	57	60	3	57			
多賀町	53		53	53		53			
米原市	204	112	92	204	112	92			
長浜市	234	67	166	234	67	166			
高島市	127	88	39	127	88	39			
滋賀県計 ¹⁾	(1,736)	(1,058)	(678)	(1688)	(1010)	(678)	(〃)	(〃)	
	1,744	1,057	687	1,696	1,009	687	48	48	

注1) 滋賀県計の上段の()は平成30年度の数値。滋賀県計の不整合は、各項の四捨五入によるもの。
 ※棚田：一般的に傾斜1/20以上にある水田（中山間直払制度における急傾斜地）とされている（NPO法人棚田ネットワークHPより）

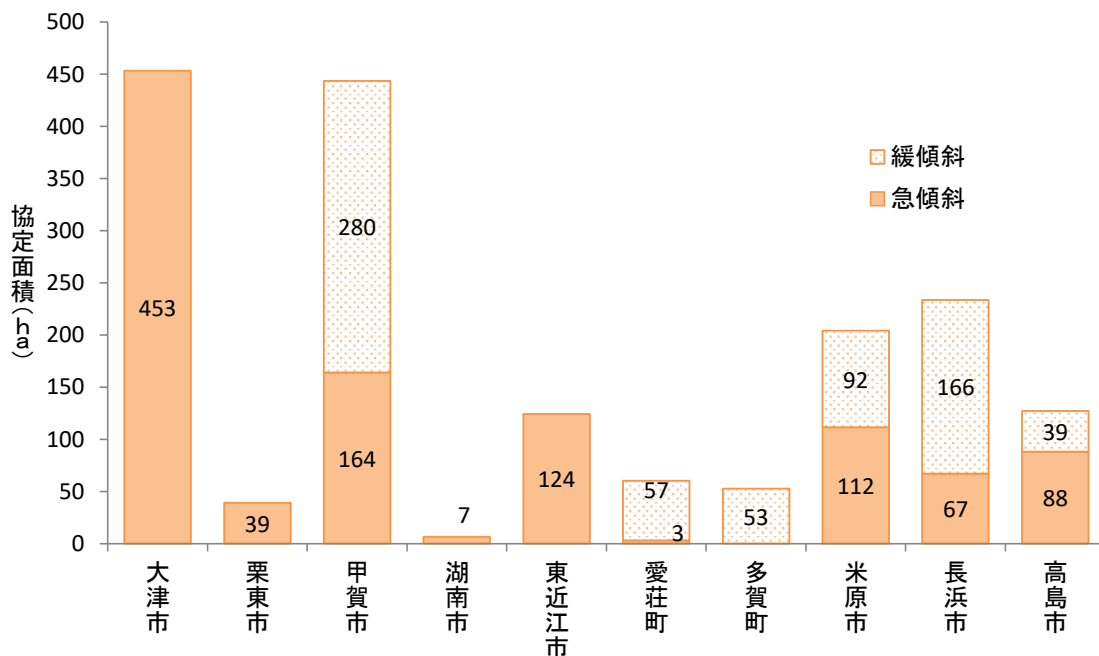


図2-2 各市町の協定面積(傾斜別)

3. 交付金額・使途状況

(1) 交付金額

総交付額は262,811千円で、協定面積の増加により前年度から2,929千円の増額となりました。

(2) 交付金の使途

- ・ 交付金のうち、約60%が共同取組活動（農道・水路管理費や農地管理費、鳥獣被害防止対策費等）に充てられ、約40%が個人に配分（※3）されました。
- ・ 共同取組活動の使途では、「共同利用機械購入費」に約18%、「道・水路管理費」に約17%が充てられました。
- ・ 積立等の内訳では、「道・水路整備費」が約35%、「機械」が約14%を占めました。

※3 個人配分…農地の地形等の農業生産条件の不利を補正する支援を行うため、個人による農業生産活動に係る支出に対し補填する経費。概ね1/2以上を個人配分に充てることとされているが、配分については協定参加者の話し合いにより決定される。

表3-1 交付金額の使途

市町名	交付額 (千円)	割合 (%)			
		共同取組活動	個人配分	共同	個人
大津市	94,941	52,611	42,330	55	45
栗東市	8,432	1,244	7,187	15	85
甲賀市	51,138	35,410	15,728	69	31
湖南市	1,366	-	1,366	-	100
東近江市	25,775	17,445	8,330	68	32
愛荘町	4,421	4,235	186	96	4
多賀町	4,046	4,046	-	100	-
米原市	31,100	19,971	11,129	64	36
長浜市	27,308	22,413	4,894	82	18
高島市	18,094	3,701	14,393	20	80
滋賀県計 ¹⁾	(262,811)	(169,440)	(93,372)	(64)	(36)
	266,619	161,075	105,544	60	40

注1) 滋賀県計の上段の()は平成30年度の数値。滋賀県計の不整合は、各項の四捨五入によるもの。

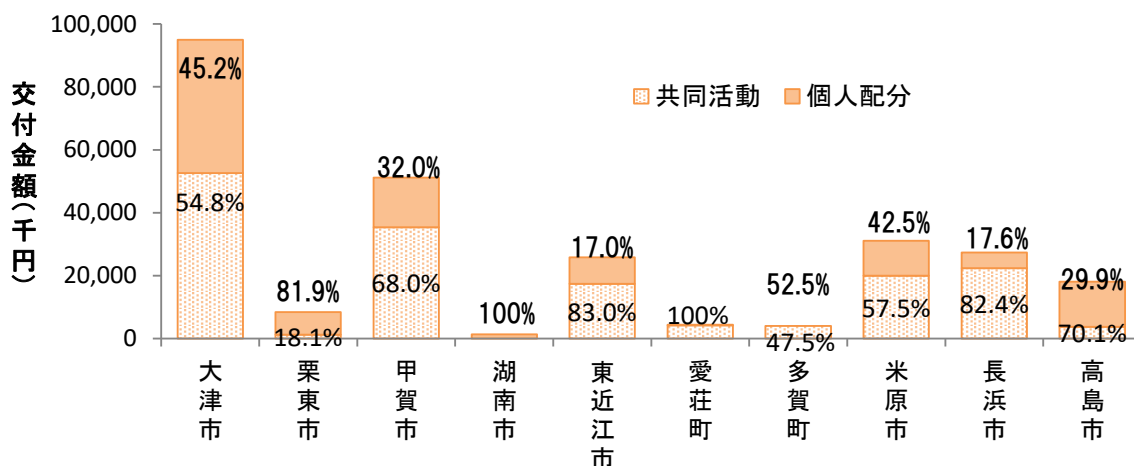


図3-1 各市町における交付金の配分割合

表3-2 共同取組活動費の使途内訳

単位：千円

市町名	共同取組活動費			使途内訳													
	共同取組活動費充当総額	(R1)共同取組活動費充当額	前年度末積立等総額 ⁶⁾	役員報酬	研修会等費	道・水路管理費	農地管理費	鳥獣被害防止対策費	共同利用機械購入等費	共同利用施設整備等費	多面的機能増進活動費	土地利用調整関係費	法人設立関係費	農産物等の販売促進関係費	都市住民との交流促進関係費	その他	積立等
大津市	111,575	52,611	58,964	3,582	830	17,222	3,242	6,024	21,617	5,258	11,782	-	-	162	-	10,295	31,562
栗東市	1,244	1,244	-	250	-	98	163	212	-	-	-	-	-	-	-	522	-
甲賀市	94,847	35,410	59,438	1,308	2	9,222	11,019	12,729	4,838	6,816	156	-	-	-	-	2,441	46,315
東近江市	47,667	17,445	30,223	295	-	18,441	10,573	126	7,659	10,573	-	-	-	-	-	-	-
愛荘町	4,298	4,235	63	140	-	-	-	3,834	-	-	-	-	-	-	-	-	324
多賀町	4,430	4,046	384	410	332	3,295	-	392	-	-	-	-	-	-	-	-	-
米原市	37,259	19,971	17,288	1,001	-	5,179	2,144	3,146	8,599	83	-	-	-	-	1,159	15,948	-
長浜市	49,164	22,413	26,751	841	-	6,854	2,945	4,901	17,689	2,150	44	-	-	31	100	1,534	12,075
高島市	12,320	3,701	8,620	803	2	249	1,948	3,940	3,683	63	1,142	40	-	-	-	450	-
滋賀県計 ¹⁾	(361,058)	(164,063)	(189,401)	(7,610)	(1,230)	(55,082)	(23,984)	(22,386)	(24,452)	(5,956)	(3,123)	(30)	(20)	(22)	(974)	(11,434)	(204,757)
	362,805	161,075	201,730	8,631	1,166	60,559	32,034	35,305	64,085	24,943	13,124	40	-	193	1,259	31,189	90,276
共同活動費に占める割合 ¹⁾				(2%)	(0%)	(15%)	(7%)	(6%)	(7%)	(2%)	(1%)	(0%)	(0%)	(0%)	(0%)	(3%)	(57%)
				2%	0%	17%	9%	10%	18%	7%	4%	0%	-	0%	0%	9%	25%

注1) 滋賀県計、共同活動費に占める割合の上段の()は平成30年度の数値。滋賀県計の不整合は、各項の四捨五入によるもの。

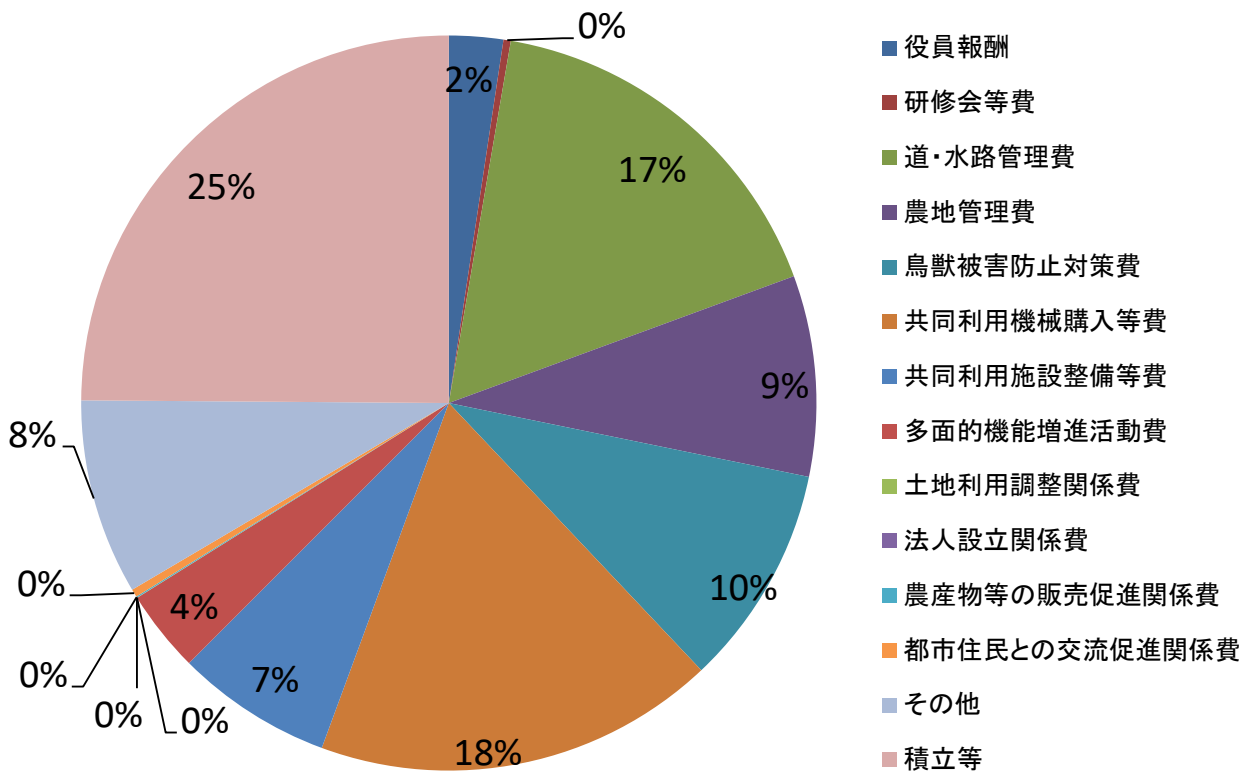


図3-2 共同取組活動費の使途内訳

4. 集落協定における体制整備に向けた取組状況

- ・ 集落協定149のうち、125協定(84%)で体制整備のための前向きな活動(※4)に取り組まれました。
- ・ 体制整備のための前向きな活動に取り組んだ125協定のうち、124協定がC要件の取組でした。

※4 体制整備のための前向きな活動は以下のとおり。3要件から1つを選択することになっている。

- ・ 農業生産性の向上(A要件): 機械・農作業の共同化、担い手への農地集積等
- ・ 女性・若者等の参画を得た取組(B要件): 新規就農者の確保や農産物等の加工販売等
- ・ 集团的かつ持続可能な体制整備(C要件): 協定参加者が活動等の継続が困難となった場合に備え、農地を引き受けて管理するものを定める。

表4 体制整備に向けた取り組み状況

市町名	集落協定数	うち、体制整備単価			
		A要件	B要件	C要件	
大津市	24	18	-	1	17
栗東市	6	6	-	-	6
甲賀市	54	49	-	-	49
東近江市	12	11	-	-	11
愛荘町	4	1	-	-	1
多賀町	4	3	-	-	3
米原市	14	12	-	-	12
長浜市	23	22	-	-	22
高島市	8	3	-	-	3
滋賀県計	149	125	-	1	124

注) 個別協定2(湖南市1、高島市1)は含めず。

5. 個別協定の取組状況

湖南市と高島市の2地域で個別協定に取り組まれました。

表5 個別協定の取組状況

協定締結者	農業生産法人(湖南市)	認定農業者(高島市)
交付単価	体制整備単価	基礎単価
協定締結面積(ha)	6.5	9.2
取組	・ 農業生産活動を5年間以上継続	・ 農業生産活動を5年間以上継続 ・ 耕作放棄の防止活動(賃借権設定・農作業の委託等) ・ 水路、農道等の管理 ・ 周辺林地の下草刈り

注) 個別協定の場合、協定農用地に自作地を含めると、農業生産活動を5年以上継続する以外に、多面的な機能を発揮させる取組等が必要となる。

6. 加算措置の取組状況

- ・ 超急傾斜農地保全管理加算に10協定、48haで取組まれました。
- ・ 地域営農体制緊急支援試行加算(スマート農業推進型)に1協定、55haで取組まれました。

表6 加算措置の取組状況

加算措置の内容	協定数	面積(ha)	加算額(千円)	該当市町
集落連携・機能維持加算				
集落協定の広域化支援 ¹⁾	-	-	-	
小規模・高齢化集落支援 ²⁾	-	-	-	
超急傾斜農地保全管理加算 ³⁾	10	48	2,910	大津市3、栗東市1、甲賀市1、米原市4、高島市1
地域営農体制緊急支援試行加算 ⁴⁾				
人材活用体制整備型	-	-	-	
集落機能強化型	-	-	-	
スマート農業推進型	1	55	3,267	大津市1

注1) 集落協定の広域化加算：複数集落(2集落以上)が連携して広域の協定を締結し、新たな人材を確保して、農業生産活動等を維持するための体制づくりを行う場合、協定農用地全体に加算(3,000円/10a)

注2) 小規模・高齢化集落支援：取り組み集落が、小規模・高齢化集落の農用地を取り込んで農業生産活動を行う場合、新たに取り込んだ農用地面積に加算(田：4,500円/10a、畑：1,800円/10a)

注3) 超急傾斜農地保全管理加算：超急傾斜地(田：1/10以上、畑：20°以上)の農用地の保全や有効活用に取り組む場合、該当の農用地面積に加算(6,000円/10a)

注4) 地域営農体制緊急支援試行加算：令和元年度のみ実施された加算。

(1) 人材活用体制整備型：営農ボランティア等、新たな人材の確保・活用をすすめるための環境整備等を行う場合、協定農用地全体に加算(3,000円/10a)

(2) 集落機能強化型：営農以外の機能を持つ団体と連携する等、集落機能を強化する取組を行う場合、協定農用地全体に加算(3,000円/10a)

(3) スマート農業推進型：省力化技術を導入した営農活動等を行う場合、協定農用地全体に加算(6,000円/10a)

7. 集落戦略(※5)の作成状況

- ・ 集落協定149のうち、集落戦略を作成したのは13協定でした。
- ・ 令和元年度に集落協定を作成された協定はありませんでした。

※5 集落戦略とは、地域の将来や地域の農地の将来像について話し合い、それをとりまとめたもの。

平成29年度末までに集落戦略を作成した場合、合計15ha以上の集落協定等において、農地が耕作放棄されたときなどの交付金の返還がすべての協定農地から耕作放棄された農地だけに緩和された。

なお、中山間地農業ルネッサンス事業における地域別農業振興計画を作成した地域においては、集落戦略の作成期限が平成29年度末から令和元年度末までに延長された。

表7 集落戦略の作成状況

市町	集落協定数	うち、15ha以上	集落戦略作成済み協定数
大津市	24	11	3
栗東市	6	0	0
甲賀市	54	6	0
東近江市	12	2	0
愛荘町	4	2	1
多賀町	4	1	0
米原市	14	7	6
長浜市	23	3	1
高島市	8	4	2
計	149	36	13